

労働基準広報

2017 No.1925

6/1

CONTENTS

特集 平成29年度 労働保険の年度更新手続等について——6 7月10日までに申告・納付の手続を

今年も労働保険（労災保険・雇用保険）の年度更新の時期を迎えた。労働保険については、6月1日（木曜日）から7月10日（月曜日）までの間に、前年度分の確定保険料と当年度分の概算保険料を併せて申告・納付しなければならない。ここでは、今年度における労働保険の年度更新の手続上の留意点について厚生労働省労働基準局労働保険徴収課に解説してもらった。

（厚生労働省労働基準局労働保険徴収課）

●弁護士と元監督官がズバリ解決！ ～労働問題の「今」～ ————— 20

〈第34回〉芸能タレントの労働者性 芸能事務所と専属契約を結んでいる 無名タレントは労働者と判断される

最近、芸能タレントが労働者かどうか争われる事件が多くなっている。契約上はともかく、事実上は仕事の依頼に対して諾否の自由を持っている有名タレントや芸術性が高いタレントなどを別として、芸能プロダクションに所属して専属契約を結んでいる無名タレントの労働者性は肯定されることになると思われる。

（弁護士・森井利和&特定社会保険労務士・森井博子）

●企業における多様な人材活用 ————— 32 ～いま実践するダイバーシティ・マネジメント～

〈第9回〉「人材多様性に対応した 組織変革の新たな姿」

多様な従業員の協働による チェンジマネジメントの推進

（県立広島大学経営専門職大学院教授・木谷宏）

●NEWS ————— 1

（厚生省・メンタルヘルス対策の取組みを強化）労働者の健康上必要なら臨時健診を指示／（28年・労働災害動向調査結果）度数率、強度率ともに前年よりやや上昇する／（外国人社員受入れる際の参考に）外国人の雇用管理にまつわる企業の好事例を紹介／ほか

●労働局ジャーナル ————— 31

多治見労働基準監督署が平成28年度 「ワークライフバランス職場表彰」を受賞

〔岐阜労働局・多治見労働基準監督署〕

●本誌読者アンケート — 39 ●連載 労働スクランブル⑩（労働評論家・飯田康夫） — 40 ●労務資料 平成28年 就労条件総合調査結果③ ～定年制等、賃金制度～ — 42 ●わたしの監督雑感 愛知・名古屋南労働基準監督署長 加藤善士 — 54 ●編集室 — 56

アンケートへのご協力をお願い致します(39ページ)

労務相談室

回答者

労務一般	〔欧州で制度化の「勤務間インターバル」〕我が国での法制化は	48	弁護士・山口毅
社会保険	〔500人以下企業のパートの社会保険適用拡大〕申請の手続きは	50	特定社労士・飯野正明
安全衛生	〔安衛法によるストレスチェック〕親会社が一括で実施は	52	弁護士・田島潤一郎

バックナンバーが閲覧できます!!

<http://rouki.chosakai.ne.jp/>

本誌ご購入の皆様へ

ビジネスセミナー「労働塾」のご案内